審判担当	前項第二十四号及び第二十八号並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務	
難民審判担当	前項第二十五号に掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務	
実態調査担当	前項第二十九号に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十一号に掲げる事務	
名古屋出入国在留管理局		
審査管理担当	前項第一号（難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学・研修審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）、第九号（就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学・研修審査担当、永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学・研修審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号、第三十号、第三十一号及び第三十三号（就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学・研修審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
就労審査第一担当	就労（特定技能及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
就労審査第二担当	特定技能を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務	
留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
永住審査担当	身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、前項第五号から第九号まで、第十号（特例法第七条第三項の規定に掲げる事務に限る。）、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに第十八号及び第三十二号に掲げる事務	
審判担当	前項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び過去の強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務	
実態調査担当	前項第二十九号に掲げる事務	
大阪出入国在留管理局		
審査管理担当	前項第一号（審判担当の分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで、第七号（就労審査担当、留学・研修審査担当及び永住審査担当が分担する事務を除く。）、第九号（就労審査担当、永住審査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）、第十一号（就労審査担当、留学・研修審査担当及び永住審査担当が分担する事務を除く。）、第十四号、第十五号及び第三十二号（就労審査担当、留学・研修審査担当及び永住審査担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務	
就労審査担当	就労（技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第五号、第七号から第九号まで、第十一号（入管法第十九条の十八から第十九条の二十一までの規定に掲げる事務に限る。）、第十二号、第十三号及び第三十二号に掲げる事務	
留学・研修審査担当	留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号及び第七号から第九号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
永住審査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに第十八号及び第三十二号に掲げる事務	
審判担当	前項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務	
実態調査担当	前項第二十九号に掲げる事務	
情報管理担当	前項第三十号及び第三十一号に掲げる事務	
広島出入国在留管理局 福岡出入国在留管理局		
就労・永住審査担当	前項第十一号、第十三号から第十七号まで、第十九号及び第二十九号から第三十一号までに掲げる事務、難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
留学・研修審査担当	前項第一号（審判担当が分担する事務を除く。）、第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務並びに留学、研修、技能実習、短期滞在及び文化活動を目的とする外国人について、前項第五号、第八号及び第九号、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
審判担当	前項第二十号から第二十八号までに掲げる事務並びに同項第一号、第五号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第九号（外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事務に限る。）に掲げる事務	

3　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局の審査管理担当の首席審査官は、前項に規定する事務のほか、局内の首席審査官の職務の連絡調整に関する事務をつかさどる。

（首席入国警備官の職務）

第八条　首席入国警備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　入管法第六十一条の三の二第二項に掲げる入国警備官が行うこととされている事務（以下「警備業務」という。）に関する基本方針の企画及び立案に関すること。

二　違反調査に関すること。

三　退去強制事由に係る違反の防止に関すること。